

農業基盤整備促進事業（公共）

【22,520（22,000）百万円】

（平成26年度補正予算 940百万円）

対策のポイント

畦畔除去等による区画拡大や暗渠排水等の農地の整備、老朽施設の更新等の農業水利施設等の整備を地域の実情に応じて実施します。

<背景/課題>

- ・我が国農業の競争力を強化するためには、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備により、担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化等を推進することが重要です。
- ・その際、既に区画が整備されている農地の畦畔除去等による区画拡大や暗渠排水整備については、農業者の自力施工も活用し、安価かつ迅速に推進することが必要です。

政策目標

- 担い手が利用する面積が今後10年間（平成35年まで）で全農地面積の8割となるよう農地集積を推進
- 基盤整備実施地区の対象農地の耕地利用率108%以上（平成27年度）

<主な内容>（下線部は拡充内容）

1. きめ細かな基盤整備（定率助成）

農地・農業水利施設の整備をきめ細かく実施

- (1) 農地、農業水利施設、農作業道等の整備
- (2) 権利関係、農家意向、農地集積、基盤整備等に関する調査・調整

2. 整備済み農地の簡易な整備（定額助成）

農業者の自力施工も活用した農地の区画拡大や暗渠管の設置といった簡易な整備を実施

- (1) 農地（田・畑）の簡易な区画拡大：10万円/10a（水路の管水路化等を伴う場合、20万円/10a）
- (2) 標準的な暗渠排水（本暗渠管の間隔10m以下）：15万円/10a
- (3) 湧水処理：15万円/100m
- (4) 末端の畑地かんがい施設整備：20万円/10a（樹園地の場合30万円/10a）
- (5) 客土：10万円/10a（層厚10cm以上）
- (6) 除礫：20万円/10a（深度30cm以上）

※中心経営体に集約化（面的集積）する農地については、定額助成の単価を2割加算

（補助率：定額、1/2等
事業実施主体：都道府県、市町村、土地改良区、農地中間管理機構等）

[お問い合わせ先：農村振興局農地資源課（03-6744-2208）]

農業基盤整備促進事業（拡充）

- 我が国農業の競争力を強化するためには、**農地の大区画化・汎用化**や**畑地かんがい施設**等の基盤整備により、担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化等を図ることが重要。
- その際、既に区画が整備されている農地の畦畔除去等による区画拡大、暗渠排水、客土や除礫等の**簡易な整備**については、農業者の自力施工も活用し、**安価かつ迅速**に実施することが有効。
- このため、**農地中間管理機構とも連携しつつ、きめ細かな農地・農業水利施設の整備**を推進。

1. 事業内容

①きめ細かな基盤整備（定率助成）

- ・基盤整備（農業用排水施設、暗渠排水、土層改良、区画整理、農作業道、農用地の保全）
- ・調査調整（権利関係、農家意向、農地集積、基盤整備等に関する調査・調整）
- ・補助率：50% 等



老朽化した水路の整備



農作業道の整備

②整備済み農地の簡易な整備（定額助成）

工種	助成単価	備考
田・畑の区画拡大	10万円/10a (20万円/10a)	()は水路の変更(管水路化等)を伴う場合
暗渠排水	15万円/10a	
湧水処理	15万円/100m	
末端の畑地かんがい施設整備	20万円/10a (30万円/10a)	()は樹園地の場合
客土	10万円/10a	層厚10cm以上
除礫	20万円/10a	深度30cm以上

※ 中心経営体に一定規模以上集約化(面的集積)する農地については、定額助成単価を2割加算



区画拡大前



畦畔除去



区画拡大後

2. 実施要件

- ① 農業競争力の強化に向けた取組を行う地域
- ② 総事業費200万円以上
- ③ 受益者数2者以上

3. 実施主体

- ・都道府県
- ・市町村
- ・土地改良区、農業協同組合、農地中間管理機構 等